

清川村選挙管理委員会議事日程

令和5年3月1日

清川村役場 政策審議室

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第14号 | 選挙人名簿から抹消すること  |
| 日程第2  | 議案第15号 | 選挙人名簿に登録する者を定めること                                    |
| 日程第3  | 議案第16号 | 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数を定めること          |
| 日程第4  | 議案第17号 | 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を定めること           |
| 日程第5  | 議案第18号 | 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること |
| 日程第6  | 議案第19号 | 投票管理者及び同職務代理者を選任すること                                 |
| 日程第7  | 議案第20号 | 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任すること                          |
| 日程第8  | 議案第21号 | 投票立会人を選任すること   |
| 日程第9  | 議案第22号 | 期日前投票所の投票立会人を選任すること                                  |
| 日程第10 | 議案第23号 | 開票管理者及び同職務代理者を選任すること                                 |

- 日程第11 議案第24号 開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めること
- 日程第12 議案第25号 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること
- 日程第13 議案第26号 投票所を定めること
- 日程第14 議案第27号 期日前投票所を定めること
- 日程第15 議案第28号 開票の日時及び場所を定めること
- 日程第16 議案第29号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること
- 日程第17 議案第30号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること
- 日程第18 議案第31号 ポスター掲示場の様式を定めること
- 日程第19 議案第32号 ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること
- 日程第20 議案第33号 登録の移替えの延期を定めること
- 日程第21 議案第34号 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること
- 日程第22 議案第35号 選挙公報を新聞折込みにより配布すること

日程第 1  
議案第 14 号

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 2  
議案第 15 号

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第3  
議案第16号

地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する  
者の総数の50分の1の数を定めること

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第  
75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年  
法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を  
有する者の総数の50分の1の数は、49である。

令和5年3月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 4  
議案第 17 号

地方自治法第 76 条第 1 項等に規定する選挙権を有する  
者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、  
810 である。

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 5  
議案第 18 号

市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、405である。

令和5年3月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第6  
議案第19号

投票管理者及び同職務代理者を選任すること

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に  
行う神奈川県知事選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、  
又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者は、  
次のとおりとする。

投票区	投票 管理 者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1		加藤 浩		杉山 洋正
第2		山口 栄		伊本 貴志

令和5年3月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第7  
議案第20号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任すること

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に  
行う神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理  
者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を  
代理すべき者は、別紙のとおりとする。

令和5年3月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

別紙

職務を行ふ日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月24日 (金)		岩澤栄一		岩澤 純
3月25日 (土)		加藤 浩		折田克也
3月26日 (日)		山口 栄		岩澤 純
3月27日 (月)		岩澤 孝		折田克也
3月28日 (火)		大浦文次		岩澤 純
3月29日 (水)		中道 宏		折田克也
3月30日 (木)		岩澤 孝		岩澤 純
3月31日 (金)		大浦文次		折田克也
4月1日 (土)		加藤 浩		岩澤 純
4月2日 (日)		山口 栄		折田克也
4月3日 (月)		平田由深子		岩澤 純
4月4日 (火)		大浦文次		折田克也
4月5日 (水)		加藤 浩		岩澤 純
4月6日 (木)		山口 栄		折田克也
4月7日 (金)		岩澤 孝		岩澤 純
4月8日 (土)		山口美智子		折田克也

日程第 8  
議案第 21 号

投票立会人を選任すること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における投票立会人は、次のとおりとする。

投票区	住 所	氏 名	政党その他の政治団体名
第 1		平田由深子	無所属
		井上悠澄	無所属
第 2		橋本直人	無所属
		上岡輝夫	無所属

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 8  
議案第 21 号

投票立会人を選任すること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における投票立会人は、次のとおりとする。

投票区	住 所	氏 名	政党その他の政治団体名
第 1		平田由深子	無所属
		井上悠澄	無所属
第 2		橋本直人	無所属
		上岡輝夫	無所属

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第9  
議案第22号

期日前投票所の投票立会人を選任すること

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票立会人は、別紙のとおりとする。

令和5年3月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

別紙

立ち会う日	住 所	氏 名	政党その他の政治団体名
3月 24日(金)		中道 宏	無所属
		下村 恭代	無所属
3月 25日(土)		平田由深子	無所属
		橋本 直人	無所属
3月 26日(日)		岩澤 栄一	無所属
		中野 岳美	無所属
3月 27日(月)		井上 悠澄	無所属
		下村 恭代	無所属
3月 28日(火)		山口美智子	無所属
		伊従 彩香	無所属
3月 29日(水)		高橋真知子	無所属
		細野百合子	無所属
3月 30日(木)		二川原洋子	無所属
		城所多喜子	無所属
3月 31日(金)		岩澤富美子	無所属
		高橋真知子	無所属
		細野百合子	無所属
4月 1日(土)		井上 悠澄	無所属
		下村 恭代	無所属
4月 2日(日)		山口美智子	無所属
		迫田つた子	無所属
4月 3日(月)		廣瀬 純子	無所属
		岩澤ナカエ	無所属
4月 4日(火)		山口江吏子	無所属
		井上 礼子	無所属
4月 5日(水)		中道 宏	無所属
		伊従 彩香	無所属
4月 6日(木)		山口 久代	無所属
		山口 静子	無所属
		落合 恵子	無所属
4月 7日(金)		加藤わか枝	無所属
		山口 理恵	無所属
4月 8日(土)		迫田つた子	無所属
		中野 岳美	無所属

日程第 10  
議案第 23 号

開票管理者及び同職務代理者を選任すること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に  
行う神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者に事故が  
あり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき  
者は、次のとおりとする。

開票区	開 票 管 理 者		開票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
清川村		大浦文次		山口 栄

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 11  
議案第 24 号

開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における開票立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

1 日 時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 30 分

2 場 所 清川村煤ヶ谷 2216 番地  
清川村役場 庁舎 2 階 政策審議室

3 くじの順序 ①神奈川県議会議員選挙  
②神奈川県知事選挙 の順

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 12  
議案第 25号

候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第1項、第2項及び第3項の規定による候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行うべき日時及び場所は、次のとおりとする。

1 神奈川県議会議員選挙

日時 令和5年3月31日 午後6時30分  
場所 清川村煤ヶ谷2216番地  
清川村役場 庁舎2階 政策審議室

2 神奈川県知事選挙

日時 令和5年3月23日 午後6時30分  
場所 清川村煤ヶ谷2216番地  
清川村役場 庁舎2階 政策審議室

令和5年3月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 1 3  
議案第 2 6 号

投票所を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における投票所は、次のとおりとする。

投票区	建物の名称	所在地
第 1	清川村保健福祉センターやまびこ館 1 階 健康学習室	清川村煤ヶ谷 2218 番地
第 2	宮ヶ瀬地区住民センター 集会室	清川村宮ヶ瀬 971 番地の 53

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 14  
議案第 27 号

期日前投票所を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における期日前投票所は、次のとおりとする。

建物の名称	所在地	設置期間
清川村住民センター 集会室	清川村煤ヶ谷 2216 番地	3 月 24 日から 4 月 8 日まで

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 15  
議案第 28 号

開票の日時及び場所を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における開票の日時及び場所は、次のとおりとする。

1 日 時 令和 5 年 4 月 9 日 午後 8 時 50 分

2 場 所 清川村煤ヶ谷 2216 番地  
清川村住民センター集会室

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 16  
議案第 29 号

ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示区画の数は、次のとおりとする。

神奈川県議会議員選挙 9 区画

神奈川県知事選挙 7 区画

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 17  
議案第 30 号

ポスター掲示場を設置する場所を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙におけるポスター掲示場を設置する場所は、次のとおりとする。

投票区	設 置 場 所	
第 1	清川村煤ヶ谷 1 - 甲	「清川庄送センター」前
	〃 155 - 1	「上舟沢バス停」横、資材置場
	〃 1379 - 1	「消防団器具舎(第 1 分団)」横
	〃 1501 - 1	「尾崎交差点」横
	〃 1103 - 2	「防火水槽(清水ヶ丘 4 区)」前
	〃 1754 - 3	「山岸外周線消火栓(大野)」前
	〃 1889 - 甲	「中里バス停」横、駐車場
	〃 2216	「清川村役場」第 1 駐車場
	〃 2597 - 1	「寺家の谷地区公衆便所」横
	〃 3446 - 7	「消防団器具舎(第 3 分団)」横
	〃 2940 - 1	「柿ノ木平バス停」横
	〃 3225 - 1	「自主防災倉庫(法論堂)」前
第 2	清川村宮ヶ瀬 971 - 53	「宮ヶ瀬地区住民センター」横
	〃 979 - 6	「宮の平バス停」横
	〃 940 - 31	「宮ヶ瀬バスターミナル」横

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 18  
議案第 31 号

ポスター掲示場の様式を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙において設置するポスター掲示場の様式は、公職選挙法令執行規程（昭和 31 年神奈川県選挙管理委員会告示第 27 号）第 10 条の 2 第 1 項に規定する第 5 号様式とする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 19  
議案第 32 号

ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙  
啓発のために使用すること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選  
挙で設置するポスター掲示場において、表示・注意欄の下に接する区  
画を個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示に使用  
しないときは、当該区画を選挙の啓発のために使用するものとする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 20  
議案第 33 号

### 登録の移替えの延期を定めること

神奈川県議会議員の任期が令和 5 年 4 月 29 日に、神奈川県知事の任期が同年 4 月 22 日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書きの規定により本村の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することを定める。

### 登録の移替えを延期する期間

令和 5 年 3 月 16 日から

神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙の期日まで

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 21  
議案第 34 号

不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙において、告示日前に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を郵便等をもって発送する場合、その発送を開始する日は、次のとおりとする。

発送開始日

神奈川県議会議員選挙 令和 5 年 3 月 30 日

神奈川県知事選挙 令和 5 年 3 月 22 日

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 22  
議案第 35 号

選挙公報を新聞折込みにより配布すること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における選挙公報は、新聞折込みにより配布するものとする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次